

鳥取県訓令第12号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>地域振興部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(予算要求前協議)</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめIT統括監（<u>地域振興部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>地域振興部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>地域振興部長</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>地域振興部情報政策課長</u>（以下「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情</p>	<p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>企画部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(予算要求前協議)</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめIT統括監（<u>企画部</u>に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>企画部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>企画部長</u>が定める方針に従い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>企画部情報政策課長</u>（以下「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情</p>

め情報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。

報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。